

「地方公共団体（市区町村）等に係わるインターネット住民等の『情報交流人口』の実態調査」報告書（概要）

国土交通省国土計画局では、平成17年3月に「二地域居住人口研究会」による『「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想』と題する報告書を取りまとめました。そこでは、今後の人口減少社会の下で、「二地域居住人口」を含む「4つの人口」（情報交流人口、交流人口、二地域居住人口、定住人口）に注目しました。

これまでの、「定住人口」や観光者等の一時的・短期滞在からなる「交流人口」に加え、都市住民が年間で1ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する「二地域居住」、その人口である「二地域居住人口」について、その戦略的支援策の検討とともに、「二地域居住人口」の現状推計等を行っています（平成17年で約100万人）。

さらに、こうした「3つの人口」（交流人口、二地域居住人口、定住人口）に加え、本研究会の地方公共団体委員（福島県泉崎村、長野県飯山市）が報告した、インターネット住民等の「情報交流人口」についてもその相互関連性等からの検討の必要性が本研究会で指摘されたところです。

そこで、国土交通省国土計画局では、市区町村に対するアンケート調査（調査期間：平成17年2月18日～3月4日）を実施することにより、地方公共団体（市区町村）等に係わる「情報交流人口」の実態を明らかにすることを目的として本調査を実施しました。

（情報交流人口とは）

「情報交流人口」とは、「自地域外（自市町村外）に居住する人に対して、何らかの情報提供サービスを行う等、『情報交流』を行っている『登録者人口』」と定義しています。

情報提供の手段はインターネットの他、郵便やファックス等も含まれます。最も重要な点は、不特定多数に対する情報提供サービスではなく、個人が特定でき、何らかの形で登録がなされていることです。また、情報提供の内容は、できる限り幅広く考えることとしました。さらに、実施主体については、地方公共団体自らが行っているもの以外にも、各種のNPOや団体等が行っているものを含めて考えています。

（調査結果のポイント）

1. 「情報交流に係わる取組」は、アンケートに回答いただいた1897市区町村のうち、約21%の394市区町村で実施されています（取組の全数は486）。また、9市町

村ではまもなく開始される予定であります。したがって、約400の市区町村で実施されているといえます。

2. 「情報交流人口の実態」は、平成17年1月1日時点で、全国レベルで見ると約35万人となっています。最近5年間の推移をみると、着実に増加していることが分かります（平成13年約14万人）。
3. 平成17年の「情報交流人口」を市区町村の規模別にみると、1万人～5万人未満の市区町村が一番多く、約11万人となっています。また、1万人未満の市区町村もほぼ同数の約10万人となっています。したがって、規模の小さな市区町村で比較的活発に行われているといえます。
4. 「取組の実施主体」は、約70%が「地方公共団体」となっています。
5. 「取組の開始時期」は、平成13～17年が約36%、平成8～12年が約17%となっています。新しい取組であるといえます。
6. 「活動目的」は、約89%が「交流促進」をあげており、「定住促進」は約7%となっています。
7. 「提供情報の内容」は、「祭事・イベント情報」（約77%）、「行政情報」（約72%）、「名所・特産品情報」（約41%）、「交流・宿泊施設情報」（約20%）、「地域産業・雇用情報」（約11%）の順になっています（複数回答）。
8. 「情報提供の手段」は、「普通郵便・宅配便」が一番多く、約73%となっています。また、「インターネット」は約37%、「ファックス」は約3%、「その他」が約3%となっています（複数回答）。
9. 「会費等の有無」については、約30%が必要となっています。